

仕 様 書

1 件名

令和7年度県庁本館魅力体感事業

2 委託期間

契約締結の日から令和7年12月31日まで

3 業務目的

愛媛県庁本館は、国登録有形文化財に登録されている歴史ある建物であり、竣工96周年を迎えます。そこで、県庁本館の魅力を広く発信し、その歴史的・文化的価値の評価や観光資源としての魅力向上を図ることを目的に、本館の魅力を体感できる企画提案を募集しますのでお知らせします。

なお、当イベントは、本件のイメージアップキャラクターである「みきゃん」の誕生会を同時開催することとし、「みきゃん」と関連付けてイベントを実施いたします。

4 イベント概要

- (1) イベント名：県庁本館魅力体感デー&みきゃんお誕生日会
- (2) 開催日：令和7年11月16日（日）
- (3) 会場：県庁本館
- (4) 対象者：一般県民、観光客等
- (5) 入場料：無料
- (6) スケジュール：09：30～11：00 委託業者による企画立案①
11：00～11：30 みきゃんお誕生日会
11：30～12：00 委託業者による企画立案②
12：00～12：30 みきゃんとの撮影会

※スケジュールは予定であり、変更される可能性があります。

5 委託内容

本業務は、愛媛県庁本館の歴史的・文化的価値を活用し、県内外に向けてその魅力を効果的に発信するイベントの企画・運営等を行うものである。以下の業務を含む。

(1) 企画立案について

次の点を踏まえて、イベントの企画立案を行うこと。

- ・県庁本館の歴史的・文化的価値（赤絨毯、正庁、貴賓室等）を活用し、県庁本館の魅力向上や対外的なPRに繋がるイベント（例：音楽会等）を企画すること。
- ・幅広い世代（子供～高齢者）に対して、効果的な魅力発信ができる企画とする。
- ・地域の関係者（市民団体、学生団体、文化関係者等）と積極的に連携すること。
- ・イベント当日に周辺で他の催事等が開催される場合には、可能な範囲で相互に連携を図るよう努めること。

(2) イベント事前準備及び当日の運営

- ・企画立案したイベントのみでなく、みきゃんによるイベントも含め、進行管

- 理・運営等の必要となる業務を一体的に行うこと。
- ・来庁者誘導・導線確保、ステージ管理、音響・照明管理、安全管理、司会進行、本部対応（拾得物対応・遺失物対応・迷子対応・救護対応等）、緊急事態対応（火災対応・地震対応・不審者対応・不審物対応）等のイベント当日の運営を行うこと。
- ・イベント実施団体との連絡調整、企画・運営マニュアル作成、会場設置等を行うこと。
- ・愛媛県が実施する参加者募集の広報宣伝活動に協力すること。

（３）備品調達・設置

- ・音響設備一式、照明器具一式（スポットライト２個、簡易ライト２個程度）、椅子 100 席、ベルトパーテーション 10 個、イベントタイトル看板 等

（４）その他

- ・その他本仕様に記載のない事項については、予算の範囲内であれば独自提案として提案すること。
- ・実施に必要な経費は、全て委託金額に含むこと。
- ・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合はこの限りでない。
- ・本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、愛媛県の承認を得ること。
- ・業務の詳細について愛媛県と協議の上決定し、進捗状況や成果等について、綿密に情報共有しながら業務を遂行すること。
- ・本仕様書に記載のない事項については、都度愛媛県と協議を行うこと。
- ・事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、愛媛県に提出すること。
- ・受託者は、愛媛県情報セキュリティポリシー及び愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドラインを遵守すること。

６ 事業全体に係る留意事項

- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・事業の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・愛媛県は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

７ 著作権等

- ・本仕様に規定するところにより、受託者が愛媛県に引き渡すべき成果物は、本県の所有とする。
- ・本業務で制作・納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、受託者は二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- ・成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により

他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。

- ・愛媛県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- ・委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

8 成果品

（１）提出物

実績報告書（A 4 判）紙媒体 1 部及び電子情報媒体 1 部

（２）提出場所

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課 情報公開・広聴グループ
（〒790－8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4－2）

（３）提出期限

実績報告書は、令和 7 年 12 月 31 日までに提出すること。

9 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

10 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）契約締結時に速やかに提出するもの

- ・業務計画書及び実施工程表
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

（２）業務完了後に速やかに提出するもの

- ・実績報告書
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

11 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたと

きは、愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。